



Title	自然の社会化と環境リスク：環境リスク論の社会的位相
Author(s)	小林, 清治
Citation	大阪外国語大学論集. 1998, 19, p. 159-172
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79773
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

自然の社会化と環境リスク ——環境リスク論の社会的位相——

小 林 清 治

The Socialization of Nature and Environmental Risks : A Sociological Phase of the Environmental Risk Studies

Seiji KOBAYASHI

In contemporary societies, dreadful hazards like nuclear explosions, large-scale accidents of chemical plants, or gene manipulation has to be grasped in the context of the 'socialization of nature'. As intervenient ability of society in nature grows, nature becomes increasingly a domain of human decision-making, while society becomes decreasingly controllable for us. In such situation, the important problem that we are confronted with, is how we can redefine the boundary between society and nature. I attempt to examine two approaches in this article, both of which address to diverse threats, overflowing into contemporary societies, but they are opposite each other about a possibility of rational control over risks. The first approach is the 'Risk Society' theory, which has been presented by a German sociologist, Ulrich Beck. The second one is the 'Environmental Risk' theory, which has been presented by Nakanishi Junko, a Japanese professor of environmental engineering. Through comparative examination of these two approaches, the difference in meaning between 'naturalistic' perspectives and 'culturalistic' perspectives to risks becomes clear. While the former regards risks mainly as natural phenomena, the boundary between society and nature, that exists behind risk phenomena, emerges as a cultural self-understanding of that society from the latter perspectives. Through elucidating of the cultural characteristics of this boundary, such a sociological study about environmental risks will be able to contribute to a public discussion which is oriented to redefine that boundary.

はじめに

1. リスク社会論

- (1) リスク社会
- (2) 現代社会のリスク
- (3) リスクの制御不可能性
- (4) 定義づけの諸関係

2. 環境リスク論

- (1) リスク・アセスメント

(2) リスク・ベネフィット分析

(3) 専門家のリスク認識と市民のリスク認識

3. リスク認識における「自然」と「文化」

(1) リスク評価の合理性と恣意性

(2) リスク認識における「自然主義」と「文化主義」

(3) 「構築主義」的リスク論の意義と限界

おわりに

はじめに

社会生活のなかで生じる諸々の危険や脅威に対して、われわれがどのように対処しているのか、また対処すべきか、ということを考えていく場合に、自然と社会の関係をどのように理解するのかということが、重要な問題であるように思われる。概括的に言えば、犯罪、事故、労働災害、公害、薬害などに対して、われわれはこれらを人為によって生じた災禍として理解し、加害者の責任を追及し、被害の補償を要求する。これらに対して、天候不順、風水害、地震などによって生じる被害は、長い間、人為では避けようのない災禍として理解され、運命として甘受されてきた。このような対応の違いは、自然と社会の二分法的理解に基づいているといえよう。しかし、このような素朴な二分法的理解は、もはや現代社会では妥当でないかもしれない。イギリスの社会学者、アンソニー・ギデنزは「自然の社会化」(socialization of nature) という考え方を提示している⁹⁾。「近代にいたるまで、おおむね自然は、依然として人間の活動を支配する外在的システムであり、その逆ではなかった。水力を最も高度に活用していた文明においてさえ、洪水や旱魃はよくある出来事であった、つまり、凶作は、社会の荒廃をもたらしかねなかったのである。この場合のリスクは古い形態のものであった。言うまでもなく自然災害はいまだ生じているが、いまの時代における自然の社会化は、かつての多種多様な自然システムが、今日では人間の意思決定の所産であることを意味している」(Giddens 1994: 77=147)。彼の言うように、自然に対する社会の介入能力がかつてなく増大し、自然はますます運命の領域から人間の意思決定の領域に移行しつつある。この介入能力の過去に比類なき巨大さは、逆説的にも、核戦争、地球環境破壊、遺伝子操作によって生じる破局の可能性によって証明される。つまり、現代社会は世界の存続をも左右する力を手に入れたのであるのだが、今度はこの拡大された意思決定領域の内部に、自然の脅威ではなくわれわれの社会を、われわれ自身が果たして制御できるかどうかに関わる、新たな不確実性が出現している。

本稿は、核爆発、大規模な化学工場の事故、遺伝子操作などによって象徴される現代社会の環境リスクを、以上の文脈のなかに置き、社会学的位相において論及する。議論の素材として、ドイツの社会学者であるウルリッヒ・ベックの「リスク社会論」と、日本の環境工学者である中西準子の「環境リスク論」を取り上げるが、両者の議論を比較する意図は、リスクに対する「自然

主義」的視座と「文化主義」的視座を対比させ、後者の射程を明らかにすることにある。リスクに対する「文化主義」的視座のなかに、「自然主義」的視座からは抜け落ちてしまう、自然と社会の境界の問題が、社会の文化的自己了解の問題として現われてくる。われわれが新たな不確実性にいかに対処していくべきかという実践的な問題を解く手がかりは、「自然の社会化」のなかで、社会の文化的自己了解としての自然と社会の境界をいかに再定義し直すかにかかわっている、と考えられる。

1. リスク社会論

(1) リスク社会

人間はさまざまな危険や脅威に囲まれて生活しているが、「リスク」とはたんなる危険や脅威ではなく、認知され、発生が予測され、影響が計算可能であるとされる、危険や脅威のことである。工業化以前の社会において、リスクは自然的な偶発的危険の形をとる。自然災害、旱魃、疫病などの発生や回避は、人間の決定に依存するものではなく、人間を超越する力によって左右されるものと見なされた。古典的な工業社会の出現とともに、リスクは社会的な仕方理解され、反応されるようになる。労働災害、失業、貧困、そして工場公害などのリスクの生起は、明らかに諸個人と社会双方の行為や意思決定を前提条件とする。したがって、社会はこれらのリスクに対応するために、リスクの発生に対する法的責任の帰属、被害に対する公的な補償制度、私的保険制度などを発達させる。その基礎には、統計的手法に基づくリスク発生の計算可能性、因果的な帰責の可能性、そして被害に対する補償の可能性を前提とするリスク認識がある。ウルリッヒ・ベックの命名による「リスク社会」(Risikogesellschaft)とは、工業社会によって産出されたリスクの氾濫が工業社会の基盤を揺るがすとともに、古典的工業社会のリスクに対する認識と対処の枠組みが無効となる社会である (Beck 1986)。「このリスク社会という概念は、社会的、政治的、経済的、個人的リスクが、工業社会における監視や保安のための諸制度から次第に身をかわす傾向にあるような、そうした近代社会の発達段階を示している」(Beck 1994: 5=16)。

(2) 現代社会のリスク

現代社会におけるリスクは、核戦争や大規模な原子力発電所の事故や化学物質の放出によって、象徴されている。これらのリスクは、第1に、その影響の広範囲な波及と累積的蓄積によって、空間的および時間的な制約をもたない。この点において、影響が地域的に特定されうる工場公害などとは区別される。第2に、冒頭で述べたように、社会の破局的な自滅の可能性を現実的に提起している。そして、第3に、発生地点と影響の及ぶ地点がしばしば空間的に乖離し、それらの発生の機序や移動のプロセスは、しばしば社会的に不可視である (Beck 1986)。以上のような現代的风险の特性が、古典的工業社会において発達してきたリスクへの認知と対処の枠組みを無効

にしてしまう。さらに、社会的対立の中心軸が変容する。工業社会の中心的対立が「財」の分配をめぐるものであるとすれば、リスク社会にはこれに「負の財」の分配をめぐる対立がつけ加わる。「ケーキ」の分配をめぐるのは、一方では対立が生じるとともに、「ケーキ」そのものを大きくするという目標に基づく協調が可能になる。このような対立と協調の枠組みは、「ケーキ」が「毒されたケーキ」であることが判明したとき、成立できなくなる (Beck 1988: 209-210)。さらに、リスクの氾濫は、近代的政治の基軸的原理である公的圏域と私的圏域の境界を変更させる。一方では、これまで自明視されてきた集団的利益がもはや自明でなくなる。他方では、これまで非政治的なものとして保護されてきた、私生活、科学技術、ビジネスという領域が、政治的対立に巻き込まれる (Beck 1994: 18=39)。

(3) リスクの制御不可能性

リスク社会において、知識や科学をめぐる政治が重要化する。リスクの社会的不可視性は、リスクに関する知識の産出、普及、解釈を担う人々の役割を上昇させると同時に、それらの人々を政治的対立の渦中に巻き込む。例えば、地球温暖化問題は、自然科学者の研究成果が国際政治上の争点に直結した、史上稀に見る例である (米本 1991: 79)。けれども科学的知識の増大は、世界に対する認識の確実性を保証するものではなくなっている。なぜなら、原子力発電の安全性について科学者同士の論争が止むことはないし、知識の増大は、既存のリスクの解決策よりも、ますます多くのリスクの発見をもたらすかもしれないからである。ギデンズが述べるように、私たちは、地球温暖化が本当に生じているかについて確証がないけれども、本当に生じていないと断言することはできないことは確証できる。この確証に基づいて、不確実な未来に向けて対応しているのである (Giddens 1994: 59=110-111)。リスク認識をめぐる、膨大なリスクの累積的蓄積のなかで、それらが、身体と生態系の複雑な相互作用をおこなっているわれわれに対して、どのような影響をもたらすかに関して、原因を単独物質に帰属させる単線的な因果認識のモデルが妥当性を欠くようになってきたことも付言しておこう。

リスクの影響が空間的・時間的制約を超越することは、そのリスクの制御と緩和のための社会制度が有効に機能しなくなることをもたらす。なぜなら、工業社会の保険と補償のモデルは、リスクに関する保険統計的な計算可能性を基礎にしているからである。被害の発生 of 統計的予測、集合的基金の蓄積のスケジュール、支払い責任と補償を受ける資格の決定、詳細な補償比率の決定、これらに関するすべての計算は、破局的な危険によって無意味にされてしまう (Beck 1996: 31)。原子力の正統性は、事故が発生しないこと、燃料や廃棄物が安全に管理され続けること、要するにリスク絶対ゼロを前提にしている。けれども、チェルノブイリは最悪ケースを現実のものとした。大規模な化学プラントが、補償不可能を理由に保険会社から契約を拒否されている。これらの例が示唆する深刻な含意は、現代社会において増殖しているリスクが、科学的合理性と経済的合理性を基盤とする工業社会の制御範囲をすでに超えてしまっている、ということである。

(4) 定義づけの諸関係

ベックの言葉を借りれば、初期工業社会の「定義づけの諸関係」(Definitionsverhältnisse) と後期工業社会のもたらす諸リスクのズレが、「組織化された無責任」(organisierte Unverantwortlichkeit) をもたらしている。「定義づけの諸関係」とは、リスクに関する正統化された知識を定義づける社会的枠組みである。この関係は4つの要素から構成される。①危険やリスクを確定する責任は誰にあるか。②リスクの評価を決定する権限をもつのは誰か。③その評価の根拠は何か。④適切な補償の根拠は何か (Beck 1988: 211)。現在の定義づけの諸関係では、①加害者であるよりは、往々にしてそのような技能や情報に乏しい被害者、②および③厳密な科学的証明への要求、④リスクの計測可能性に基づく経済的合理性、ということになる。これらは現代的リスクに対する国家の無責任な対応を正統化する枠組みであり、その結果として生じる事態が「組織化された無責任」である。「それは、システム的な危険の帰責不可能性を保証する、支配的な規範の適用である。危険は、比較を通じて相対化されたリスクとして、そして、立証不可能な「残余リスク」へと、法的小および科学的に常態化されたリスクとして規模縮小され、異議申し立ては「非合理性」の突発というスティグマを負わされる」(Beck 1988: 104)。したがって、リスク社会における真の政治的・社会的争点は、現代的リスクに対する責任ある対応を求めての、定義づけの諸関係の変革をめぐって提示される。ベックは、リスク社会における未来の政治の方向性を、「エコロジー的民主主義」(Ökologische Demokratie) に求めている。その内容を簡潔に示せば、①テクノロジー的發展と経済的変動の諸帰結が、重要な決定がなされる以前に討論されるような社会、②汚染者負担原則から汚染者証明原則(加害者の立証責任)への転換、③科学と法における証明、正確さ、合意の、新しい一群の基準の確立、である (Beck 1988: 288-291)。

2. 環境リスク論

(1) リスク・アセスメント

環境工学者の中西準子が近年提唱しているのは、リスク・アセスメントとリスク・ベネフィット分析を導入した、「環境リスク論」である。彼女がその理論が新たに求められる根拠として挙げているのは、地球環境問題が重要化している今日、環境政策といえども資源と資金の有限性を踏まえ、これらを合理的に利用する必要があること、その際には、さまざまな環境リスクを統一的な基準で比較することによって、政策を実施する際の優先順位を決定すること (中西 1995: 105, 121-122)、そして、従来の公害対策になじまない、新しい環境問題が政策の焦点に組み込まなければならないことである (中西 1995: 69-70)。このような観点から見ると、日本の環境政策は、公害対策において成果を上げてきたが、有効に対処できていない問題が多々あると見ている。例えば、水銀対策の徹底ぶりに反して、規制されている化学物質はわずかに10~20であり、こうした歪みの背景には、100%安全でなければならないという、「絶対安全」の観念の定着がある (中西

1995: 123-124)。けれども、リスク・ゼロ原則は不可能である。すべての分野でゼロにするには資金や資源がかかりすぎるのであり (中西 1995:136-37)、また、リスクは必ずなんらかのベネフィットと込みであり、リスクをゼロにしようとするとそのベネフィットも消滅するが、たとえば、水道水の塩素消毒とトリハロメタンの関係に見られるように、ベネフィットのなかには他のリスクを回避することも含まれているのである (中西 1994: 140-141)。したがって、現代の環境政策は、諸リスク間の重大さの比較、各リスクのベネフィットとのかねあいを考慮に入れて、政策化される必要がある。

中西がリスク・アセスメントとして提唱するのは、発がん性物質のリスクを求める通常の手続きであるが、共通の尺度を導入して、他のリスクとの深刻度の比較を行なえるようにしている。まず、発がん性物質のリスクを求める手続きは、①動物実験などを通じて、曝露量と発癌率の関係を実測し、②その結果をもとに、低曝露での曝露量と発癌率の関係を仮定式をもとに推定する。そして、③ある化学物質を用いたときの曝露量と影響を受ける人数を推定ないし実測し、②で求めた結果を使って、個人リスク（発癌率）と集団リスク（ガンにかかる人数）を求める (中西 1995: 92-93)。異なるリスク間の深刻度の比較を行なう場合の共通尺度には、「損失余命」が選択される⁹⁾。さまざまなリスク間の深刻度の違いを、「損失余命」の比較を通じて明らかにし、深刻度の大きい汚染から優先的に規制するのが合理的だ、ということになる (中西 1995: 105)。

(2) リスク・ベネフィット分析

リスク管理原則は、①リスク・ゼロ、②リスク一定、③ベネフィット当たりのリスク一定（リスク・ベネフィット原則）、が考えられる。けれども、リスク・ゼロ原則は現実には、前述のように自己矛盾的である。リスク一定原則は実施されているが、リスク／ベネフィットの小さな物質や活動に対しては、リスクが大きくても認めるという例外をつくらざるを得ない。最終的にリスク・ベネフィット原則が最も有効である (中西 1995: 117-118)。

リスク・ベネフィットでは、リスク当たりのベネフィット ($\Delta B / \Delta R$) を基準値とする。この値は、「リスク削減のための費用／削減されたリスクの大きさ」を意味する。ある環境対策の $\Delta B / \Delta R$ は、一人の命を救うためにかけられる費用であり、貨幣価値で表現された命の価値でもある。このように計算された命の価値が低いとされる物質や活動から規制を始めるべきである。だがこれを無限大に大きくすることはできない。人の命には無限の価値があるとされるが、実際には社会全体の経済力によって左右される。だからこそ資金の効率的使い方が必要だ (中西 1995: 119-121)。これまで公害問題では、われわれの命には無限の価値があることが前提だった。人間にとっては、長い間、命を奪うのは外からの力（人間の限界、自然の脅威、権力）であった。「しかし、今人類は、少なくとも先進国は、強大な技術力をもつようになり、もし望めば、無限に近い命を求めることができる。その時、無限の命を阻む敵は、この社会の中にはいない。つまり、われわれは未来の人の財産を食いつぶすつもりなら、かなり命を延ばすことができる。いい生活も

できる。それをある程度で抑えなければならない、これが地球環境問題である。つまり、他人によって命を奪われるのではなく、自分で死を選ばなければならない。これが $(\Delta B / \Delta R)$ に制限をつけることの意味である」(中西 1995: 123)。

(3) 専門家のリスク認識と市民のリスク認識

環境政策におけるリスク・アセスメントとコスト・ベネフィット原則の導入をめぐる、米国連邦議会における共和党と民主党、議会外では産業界と環境NGOとのあいだで、論争が繰り返されている。例えば、1995年に連邦議会に提出された共和党の「規制改革法案」は、①1億ドル以上コストがかかる規制・法律の導入に際してのコスト・ベネフィット分析とリスク・アセスメントの実施の義務化、②産業界の、過去の規制に遡ってのコスト・ベネフィット分析実施と、コスト過重な規制の撤回要求の承認、③大気汚染法統の規制・法律に対するコスト・ベネフィット分析の優先、④コスト・ベネフィット分析に異議がある場合の、事前の政府への意見陳述と、事後の裁判所への訴えの承認、等を内容とする。これに対して、民主党クリントン政権は、共和党の提案が過去25年にわたる環境規制の努力を台無しにするものであるとして、拒否権を発動し、法案修正を要求した。EPAは、共和党法案が、その実施に際して職員と費用の大幅増が必要であるにも関わらず、同党の政策が規制官庁の予算削減を主張するものであり、矛盾していると指摘した。また、化学工業業界は、化学物質の発がん性が、他のリスクに比べてはるかに低く、必要以上の対策は不要との見地から、発がん性や毒性の過大宣伝と規制を求める政治的圧力に反発し、リスク・アセスメントとコスト・ベネフィット分析の導入を要求した。環境NGOは、リスク・アセスメントがいまだ発展途上の科学であり、異なる種類の危険を比較したり、規制による健康や環境への利益を経済的に換算するのは困難であり、リスク・アセスメントとコスト・ベネフィット分析は規制導入を遅らせる手段として利用されている、と批判した(諏訪 1996: 292-303)。

中西の環境リスク論は共和党の主張との共通点が多い。けれども、前者の独自性も見ておく必要がある。リスク・ベネフィット分析は、コスト・ベネフィット分析のように、 ΔB を労働市場での命の値段やCVM (Contingent Valuation Method, 仮想評価法)によって換算しない。環境対策での命の価値は、労働市場でのそれより高くなければならない。その理由は、(1) 現在の知識では環境問題の危険性をすべて(微量で広範囲な影響や生態系への影響を含めて)をリスクとして換算できないから、(2) 労働市場での命の価値の計算の母集団は労働できる人であるが、環境問題での母集団は弱者を含む全人口だから、である。現実の福祉政策では、労働力価値の低い老人や子供に、危険回避のためのより多くの費用をかけるのが普通である。したがって、環境リスク回避の費用が労働力価値よりも高くても当然である、とする(中西 1995: 125-126)。

中西は、リスク・ベネフィット分析が極めて保守的な政策原理でもありうることに、留意している。例えば、企業がある対策ができないと主張すれば、 ΔB は無限大となり、したがって $\Delta B / \Delta R$ も無限大となるので、その対策をとらなくてもいいことになる。このようなことは、公

害対策史上しばしば現実には起こっている。リスク・ベネフィット原則は、リスク削減の競争が行なわれるという保証がなければ、リスク削減の方向性をもたないのである。その競争を刺激するためには、リスクの大きさが社会的に明示され、リスク削減の効果が多くの人に知らされなければならない。これらが社会的に周知されるならば、市民のリスク削減への要求が高まり、技術者はリスク減少のための技術改善に利益を見いだすであろう、とする（中西 1995：129-131）。

中西の環境リスク論には、市民のリスク認識の合理性が考慮に入れられている点も、注目されるべきであろう。専門家と市民とのあいだにはリスク認識のギャップがある。一般にリスクの客観的な大きさは、「危険事象の発生確率×もたらされるダメージ＝期待値」として表現される。米国の心理学者の調査によれば、専門家が通常、期待値の大きいと見なすものを順に列挙すれば、自動車、喫煙、飲酒、ハンドガン、外科手術、等である。これに対して市民（婦人有権者組織メンバー）が挙げるのは、原発、自動車、ハンドガン、喫煙、オートバイ、等の順である。ここで注目されるのは、専門家がリスクを期待値で判断するのに際して、市民は破滅因子（制御不可能、地球の破滅、不公平、次世代へのリスク）や未知因子（観察不可能、不可知、遅発性効果、新しさ）の大きいものにより敏感に反応する、ということである。この場合に専門家と市民の判断は違っても、市民の判断は必ずしも非科学的ではない。ある事象の結果が破滅的であれば、生起確率が低くてもそれは起こらないことを保証しないので、恐いと考え避けようとするのは当然である。未知因子が大きければ、危険を大きく評価するのも当然である。リスクの評価と政策化に際して、これらの因子は考慮に入れられなければならない（中西 1995：106-115）。つまり、同等の深刻度であれば、これらの因子が大きい物質や活動を優先的に規制すべきである、とする（中西 1995：116）。

けれども、この点を突き詰めていくと、異なるリスク間の定量的比較の効力は低下するようになる。定量化された同等の深刻度のリスクどうしの比較ならば、破滅因子や未知因子を考慮に入れることもできようが、深刻度の異なるリスクのあいだでは、そうした考慮は働かなくなる。リスクの定量化可能な部分と不可能な部分の線引きは、依然として専門家と市民のあいだの対立の火種であり続けるし、政策上の優先順位の決定にあたっては、政治的論争の焦点となるであろう。リスクの定量的評価を支える論理からは、定量化可能なリスクと定量化不可能なリスクの深刻度を比較する基準は、取り出すことができないと考えられる⁹⁾。

3. リスクにおける「自然」と「社会」

(1) リスク評価の合理性と恣意性

ベックのリスク社会論は、現代社会が、工業生産されたリスクの氾濫によって、経済的合理性と科学的合理性に依拠する社会システムによる制御が不可能となる段階に達している、という現状認識を強調する。中西の環境リスク論は、統一の基準に基づくリスク評価と、リスクとベネ

フィットの比較衡量が、合理的な環境政策の実施のためには不可欠だ、と解いている。このような全くの正反対の診断にもかかわらず、両者が共通に問題にしていることは、現代社会において政策的な対応の前提となっている、公的諸機関によるリスクの認知や定義、評価のプロセスの恣意性、非合理性である。そして両者は、危険とも安全とも定かでない「灰色の領域」を、「安全性神話」に欺かれることなく、直視していかなければならないことを、われわれに訴えている。

中西によれば、このようなリスク評価の恣意性の起源は、環境行政の経験主義的で場当たりの対応に求められる。そこには、暗黙になされている、恣意的なリスク評価がある。「……実は何らかの対応をしていること、あるいは、何もしないことは、種類の違うリスクに対して暗黙の重みづけを行って、統一化していることなのである。ただ、暗黙であるうちは、それは他の人には分からないし、また極めて恣意的にもなろう。ここで私が行っていることは、その暗黙の重みづけを明らかにし、多くの人の監視ができるようにし、なおかつ、できるだけ合理的な根拠をもたせようとしているのである」(中西 1995: 105)。中西はその合理的根拠を、統一的な基準(平均余命)に基づく、異なる種類のリスクの深刻度の相対比較に求める。そして、地球規模の環境問題を考慮するならば、環境リスクへの対応に無制約に資源や資金を投入できない。したがって、リスクとベネフィットとの比較衡量を行ない、経済的な観点からも合理的に、政策的な優先順位を決定しなければならない、と中西は述べる。

これに対して、ベックが問題にしているのは、リスクに関する正統化された知識を社会的に決定する、定義づけの諸関係である。ベックによれば、この定義づけの諸関係は、立証責任と帰因の規則の不平等な分配によって特徴づけられる。一般に現行法体系は、一方で、リスクの評価の根拠として厳密な科学的証明を要求し、他方で、その立証責任を汚染者の側ではなく、被害者の側に帰属させる。「支配的な定義づけの諸関係に依拠して、一方は、発言の機会を与えられるためには、決して証明されえないものを証明しなければならない。そして他方は、彼らの行為の結果についての同一の証明不可能性に基づいて、思うように振る舞うことができる」(Beck 1988: 258)。さまざまな汚染物質に囲まれ、環境との複雑な相互作用のなかに置かれた人間について、単独の物質とその影響の因果関係を確定することは非常に困難であり、しかもその証明は、多くの場合必要な技能や情報を欠いた人々に要求される。その結果もたらされるのが、リスクの氾濫に対する政治システムの「組織化された無責任」である。この文脈では、リスクに対する科学的認識水準の高度化のもつ意味合いは微妙であり、それはしばしば被害者による証明の「非科学性」を暴露することのみ奉仕するのである。

(2) リスク認識における「自然主義」と「文化主義」

両者の議論のなかでは、リスク評価の恣意性に対する科学の役割は正反対である。中西において、科学的認識はあくまでもリスク評価の合理的根拠を提供する。ベックにおいて、それはリスク評価の恣意性をむしろ助長する。この相違は、両者のリスク認識の違いに由来する。一方は、

リスク事象を、社会的に中立の立場から客観的に把握し、その発生確率や影響度を定量化することが可能である、あるいはリスクを代償に得られる便益や他のリスクとの比較を、客観的、定量的に行なうことが可能である、と見なしている⁹⁾。このような理解の前提には、「自然主義的」なリスク認識がある。社会と自然の二分法的対置に基づいて、リスクをもつば後者に属する現象として考えるならば、その社会的要素を捨象することが可能になる。これに対して他方は、リスク認識はつねに社会的想定や社会的了解によって媒介されており、したがって社会的な利害関心を不断に反映し、リスク認識の中立性、客観性は往々にして損なわれる、と理解する。また、リスクを全面的に定量化することは不可能であり、定量化されたリスク評価が正統化されると、定量化できない部分は無視され、リスク評価は歪められてしまう、と理解する。このような理解の前提には、社会と自然の相互浸透つまり「自然の社会化」と、これに基盤を置く「文化主義的」なリスク認識がある⁹⁾。

中西の政策提言は現実的な説得力をもっている。それは何よりも近代国家の行動原理である合理性の基準に訴えているからである。一般に近代社会の最も基本的な理念は「安全性の保障」であるが(市野川1996)、リスクの定量的把握は、ベックのリスク社会論の文脈で言えば、近代国家の安全保障機能の不可欠な基盤である。リスク事象の「期待値」の大きさが計算可能になってはじめて、防止対策や補償の準備を計画化することが可能になる。このような計画によって、社会秩序を根底的な動揺に陥れるかもしれない、諸々の偶発的危険への市民の不安に対処することを通じて、国家は支配の正統性を確立しえたのである。しかも、国家は政治システムとして、新たに生じるさまざまな問題に対して、一定の時間的制約のなかで意思決定を行ない、有限の資源や資金や人材を効率的に配分し、投入していかなければならない。その場合に、リスクの定量化は、合理的な意思決定にとっての有効な指標を提示することができる。

かくして、「自然主義的」なリスク認識は、一義的意思決定を志向する政治システムの視座に内在化し、この視座から見て対処可能なリスクとそうでないリスクの線引きがなされる。たしかに中西が言うようにこの線引きは不可避であろう。だが定量的評価の方法では量的問題、たとえば発ガン性物質の規制値を 10^{-5} にするか、それとも 10^{-6} にするかという問題は扱えても、定量化不可能なリスク、補償不可能なリスクをその視野に取り込めず、これらに対処不可能なリスクとして放置せざるをえない。これらの「破壊因子」や「未知因子」の高いリスク群は、一義的意思決定を受け付けられない両義的な、不確実性の領域として社会のなかに姿を現わし、あらためて社会に対してなんらかの対応を要請する。これがベックの言う「リスク社会」なのである。「自然破壊と大規模のテクノロジー的偶発的危険は、社会の自己との遭遇の、神秘化された、外側にねじれた、物象化された諸様式として、理解され、判読されることができし、そのように理解され、判読されなければならない。それらは、抑圧された、社会—人間的な不完全さと責任の、客体化された記憶であり、これらの記憶が自然とテクノロジーへと投影されている。社会が、それを震撼させる危険のなかで遭遇するのは、外的な何かではなく、社会それ自体である」(Beck 1988:256-257)。

リスク社会は、この「自己対決」のなかで、意思決定の基盤である規則や手続きの合理性を、そしてその背後にある「社会」と「自然」の関係についての文化的自己了解を、改めて主題化し、公共的討議の協議事項とすることを客観的に要請する。リスクの「文化主義的」概念化は、こうした問題領域を開示するひとつの道であるといえよう。

(3)「構築主義」的リスク論の意義と限界

ところで、ベックのようにリスクを「文化主義」的に認識しようとするアプローチは、社会学では一般に「構築主義」(constructionism) と称する流派の特徴である。アラン・アーウィン¹⁾は、「環境的知識」(environmental knowledges) をテーマとする論稿のなかで、「構築主義」に典型的な問題関心を次のように表現する。「とりわけ、環境破壊が、疑問の余地なき外的現実によってわれわれに提示されたものであるように、単純に想定するのではなく、われわれの「リスク」についての諸観念が、環境問題の社会的構築とどのようにして関係しているのかを探究することが、重要になってくる。いかにして環境問題が定義され、確認されているのか？ より一般的に言えば、何が環境についての「知識」をわれわれに対して構築するのか？」(Irwin 1997: 220)。「構築主義」の社会学者たちは、このような問題関心から出発して、環境問題に対するさまざまな認識の社会的な特質について、それらの認識が構築されていく社会的諸過程を分析することを通じて、解明していこうとする。アーウィンは、イギリスにおける狂牛病をめぐる公共的討議を事例に選んで、次のように論じる。「狂牛病はしたがって、一連のはっきりと区別された、分離可能な諸要素というよりは、むしろ社会的、自然的、および技術的な諸要素の「混成物」(hybrid) として現われる。この点で、「社会」に対立するものとしての「自然」への狂牛病の分類は、本質的に社会的で制度的な構築物のひとつである。さらに、そして討論の運びによって本質的に重要なことに、「社会的」と「自然的」とのあいだの境界は、ばやかされるだけでなく、移動もしており、したがって、どちらか一方で狂牛病の輪郭を描こうと試みることは、社会的に重要な活動となっている」(Irwin 1997: 224)。「構築主義」のアプローチは、諸々の環境的知識と「外的現実」との対応関係の問題を括弧に括り、したがって、何らかの客観的に正しい知識の存在を想定しないという点において、「非本質主義的」アプローチでもある。

この文脈においてベックは、危険や脅威が認知され、定義される過程の社会性に焦点を当てる点では「構築主義」的であるが、産出されたリスクが工業社会の「限界を超えてしまった」という診断において「構築主義」的でない、つまり「構築主義」を徹底していないということで、しばしば批判の対象となっている (Szerszynski et al. 1996: 3)。例えば、ベックはしばしば破滅の現実的可能性について言及する。だが、「これらの潜在的な黙示録の特性は、何ほどの詳細において推察されていない。それは、あたかもベックが、われわれが直面する危険についての彼の見積もりを受容し、同意することを、ほとんど前提にしているかのようである——ベックがリスクの知覚と定義の相対的で論争的な性格を承認していることを前提にするならば、これはいささか驚か

される省略である」(Goldblatt 1996: 158)。つまり、リスク認識と外的自然との対応関係についての「自然主義的」観念が、ベックによる破滅の可能性についての診断の根拠となっているということである。ベックの議論と「構築主義」との関係については、ここで詳細に論じることができないが⁹⁾、以下の点だけを指摘しておきたい。「構築主義」の徹底が、外的自然と知識の対応関係を不問にすることを意味するならば、それはたぶん生産的な方向ではないであろう。なぜなら、このことは、「自然主義」が「社会」から切り離された「自然」だけに焦点を当てるのと、ちょうど正反対のことを行なっているに過ぎないからである。つまり、プロニスラウ・スツェルスツィンスキらが言うように、「両方の立場はいずれも、環境問題の本質的な部分として正当に問題視されている、自然対文化という近代の文化的カテゴリーを、単純再生産しているに過ぎない」のである (Szerszynski et al. 1996: 3)。諸々の環境的知識およびリスク認識の背後にある自然と社会の関係、換言すれば、それぞれの「自然的」なるものと「社会的なるもの」とのあいだの境界が、客観的な事実のようなものではなく、社会的な構築物であるという、アーウィンの指摘は重要である。だがこれをさらに進めて、外的世界に対する知識と社会的世界に対する知識の両方を踏まえて、自然と社会の境界を改めて定義し直すことが、今日求められているように思う。それは理論的な課題であるという以上に、われわれの日常的なコミュニケーション的世界のなかでの実践的課題であると言えよう。

おわりに

イタリアの社会学者であるアルベルト・メルッチは、現代社会がかかえる「自律と管理」「責任と全能性」「情報の不可逆性と意志決定の可逆性」「包括と排斥」という、4つの重大なディレンマに言及している。リスクの氾濫に対するベックの危惧は、「責任と全能性」のディレンマに起因するとみることができる。これは、社会の側の自己操縦能力を拡大しようとする欲求と、人類の生き残りが要請する諸制約を受け入れる責任とのあいだの生じるディレンマである。メルッチは次のように述べる。「行動や経験が、実際の現実化できる可能性に比べてその幅が広がりすぎると、境界の問題が個人の生活と集団生活との根本的問題となる。複合社会の超テクノロジー的シナリオがもたらす選択、不確実性、リスクというこの問題は、人間の経験には限界があることを万人に思い起こさせる」(Melucci 1989: 邦訳143)。これらのディレンマは、社会の自然に対する介入能力の無制限の拡大と、人間的経験の有限性とのあいだで生じるものと見ることができる。したがって、ディレンマがディレンマとして経験されるのは、システムではなく人間の側に立つることである。では、人間はこのディレンマにいかにして対処できるのか。メルッチは次のように述べる。「個々人の空間と生態系の空間とは、一本の、細いながらも確かに実在する糸によって結ばれている。それらは究極の領野を、つまり人類の破壊的活動に課せられた制限を、象徴しているのである。この領野は、まさしく存在するというただそのことのために、沈黙と畏敬の念をもって遇せられるに値する。この領野の境界は、一回限りで決定されるというものでは決してな

く、これまでもそれぞれの社会によってそれぞれの仕方で認識されてきている。今日の複合社会は、自らを創造したり破壊したりする力をもつにいたった以上、新たな方法でこの境界を再定義しなくてはならない。言い換えれば複合社会は、諸存在がただひたすら存在する権利を認めねばならず、そのためにはどの地点で行為と言葉が止まなければならないかを決定しなければならないのである」(Melucci 1989: 邦訳232-233, 強調は著者による)。このことは、社会と自然のあいだの境界設定が、自然の客観的認識にだけ結びついた事柄であるだけでなく、社会の文化的自己了解の領域に属する事柄でもあることを意味する。この境界は、生と死、あるいは男女の性差のように、ある社会の文化的自己了解の対象であり、そのようなものとして主題化され、論争されることが可能である。そして、これを社会の内側から見るならば、これまではもっぱらその都度のテクノロジーが挑戦すべき限界としてだけ認識されてきたこの境界を、道徳的および審美的な自己反省と自己制御の媒体として発見し直す可能性が、その論争のなかにこそ見出されるであろう。現代社会における統制不可能なリスクの氾濫は、社会の自然に対する巨大な介入能力のいわば分身であるが、その氾濫のなかで、われわれは決定的解決策を見いだすことができないままに、意思決定を不断に繰り返していかなければならない。けれども、そうした諸個人の相互作用のなかではじめて、社会と自然の境界が主題化され、その文化的自己了解の再定義が協議可能となるのではないだろうか。

注

- (1) 「自然の社会化」の概念のより詳細な説明については、(Eder 1988) を参照されたい。
- (2) 中西によれば、例えば、ガンになると平均的に寿命が10年近く短くなる。10万人に1人の発ガンリスクの場合、1人当たりの寿命は0.04日、つまり1時間短縮する。メチル水銀による知覚障害による寿命短縮は、ある研究によれば1.854年である。これを同等のリスク(発病率)で比較すると、知覚障害の深刻度は、癌を1とすれば、0.1756となる(中西 1995: 103)。
- (3) 付け加えるならば、多数の危険物質が混在するなかでのリスクをどのように定量化するかという問題も、中西は意識しているが(中西 1995: 142)、その解決は原理的に困難であろう。個別の危険物質のリスクの総和を超えた、複合汚染の状況や生態系に蓄積されるなかでの物質の性格の変化は、どのように算出されるのかという問題は、依然として未解決のまま残るのではなかろうか。こうした問題群の少なくとも一部には、自然界の複雑さだけでなく、食生活の習慣のような自然と社会の相互作用の影響が含まれるであろう。
- (4) たしかに、中西はこのような方法的限定が現実から捨象してしまうものをよく自覚しており、計算値が現実を離れて一人歩きすることのないように自戒を怠っていないことも付言しておくべきである。例えば、「平均余命」を統一基準としてリスク比較を行なうことは、種類の違いリスクに対して暗黙のうちに行なわれている重みづけを、より理にかなったものとして明示するために必要な作業であるが、予想される批判を念頭に置いて、彼女は次のように述べている。「ただ、違ったものを統一化することはやむを得ず行っていることだという認識は大切である。そして、その重みづけは時とともに変化するものだし、同じ時代であっても人によっても違うはずのものであるということも忘れてはならないと思う。その意味で、統一化の際には、必ず元のリスクの重みづけの係数を明示し、いつでも元のかたちに戻れるようにしておくことが肝要である」(中西 1995: 105)。
- (5) この「文化主義的」という表現は、ベックは積極的な意味で使用していないようである。その理由は注(6)を参照。けれども、後述の「構築主義」的見解との共通性を強調するために、リスク認識を、社会的想定や社会的了解、つまり文化的諸要素によって媒介されているものと見なす考え方を一括して、ここでは「文化主義的」と形容している。

- (6) ベックの次のような発言には、「構築主義」のある種の傾向に対する批判が含意されている。「逆に、危険に関する文化的相対主義は、危険についての多様な文化的諸知覚を強調することによって、大規模なテクノロジー的危険の特殊な諸特徴を、無視しがちである。これらの危険は、その前工業的な祖先とは異なり、意思決定の結果であって、それゆえその原因と犯人は、外的ななにかを頼りにすることによって、政治的に中立化されえないのである。それらは人間的な、より正確に言えば工業的な、思考と失敗から、生じてくる。それらの出現とともに、国家的権威や、莫大な投資や、技術的力量がその過程において粉砕されているところでさえ、その合理性の諸原理（それは大規模な危険の非在を想定している）に沿って、リスク計算は挫折する。文化的相対主義はこのように危険の社会的客観性を無視するが、この社会的客観性は、安全性の螺旋状構造と、テクノロジー的福祉国家における危険の消滅の合法性とのあいだの矛盾のなかに、自らを顕示するのである」(Beck 1988: 262)。

参考文献

- Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft : Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp : Frankfurt aM.
- Beck, Ulrich (1988) *Gegengifte : Die organisierte Unverantwortlichkeit*, Suhrkamp : Frankfurt aM.
- Beck, Ulrich (1994) 'The Reinvention of Politics : Towards a Theory of Reflexive Modernization', Ulrich Beck, Anthony Giddens, Scott Lash, *Reflexive Modernization; Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press : Cambridge, 1994 (『再帰的近代化 : 近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳、而立書房、1997年)。
- Beck, Ulrich (1996) 'Risk Society and the Provident State', Scott Lash, Bronislaw Szerszynski, Brian Wynne ed., *Risk, Environment & Modernity ; Towards a New Ecology*, Sage : London.
- Eder, Klaus (1988) *Die Vergesellschaftung der Natur ; Studien zur sozialen Evolution der praktischen Vernunft*, Suhrkamp : Frankfurt aM (『自然の社会化 : エコロジー的理性批判』寿福真美訳、法政大学出版局、1992年)。
- Goldblatt, David (1996) *Social Theory and the Environment*, Polity Press : Cambridge.
- Giddens, Anthony (1994) 'Living in a Post-Traditional Society', Ulrich Beck, Anthony Giddens, Scott Lash, *Reflexive Modernization ; Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press : Rondon, 1994 (『再帰的近代化 : 近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳、而立書房、1997年)。
- Irwin, Alan (1997) 'Risk, the Environment and Environmental Knowledge', Michael Redclift and Graham Woodgate ed., *The International Handbook of Environmental Sociology*, Edward Elgar : Cheltenham.
- 市野川容孝 (1996) 「安全性の政治 : 近代社会における権力と自由」大澤真幸編『21世紀学問のすすめ 3 社会学のすすめ』筑摩書房。
- Melucci, Alberto (1989) *Nomads of the Present ; Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, edited by John Kean and Paul Mier, Temple University (『現在に生きる遊牧民 : 新しい公共空間の創出に向けて』山之内靖他訳、岩波書店、1997年)。
- 中西準子 (1994) 『水の環境戦略』岩波書店。
- 中西準子 (1995) 『環境リスク論 : 技術論から見た政策提言』岩波書店。
- 諏訪雄三 (1996) 『アメリカは環境に優しいのか : 環境意思決定とアメリカ型民主主義の功罪』新評論。
- Szerszynski, Bronislaw et al. (1996) 'Introduction : Ecology, Realism and Social Sciences', Scott Lash, Bronislaw Szerszynski, Brian Wynne ed., *Risk, Environment & Modernity; Towards a New Ecology*, Sage: London.
- 米本昌平 (1991) 「地球温暖化の科学と政治」市川浩他編『現代哲学の冒険 13 制度と自由』岩波書店。